

佐久市中小企業振興資金融資制度 概要【令和7年度(2025年度)版】

R7.4.1現在

資金名	融資対象	資金使途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	返済方法	担保			
中小企業振興資金	中小企業者等	設備資金	3,000万円以内	年1.9%	7年以内 (用地建物13年以内)	1年以内据置きの分割返済	必要に応じて徴する			
		運転資金	2,000万円以内		5年以内	6か月以内据置き・分割返済 貸付期間1年以内の場合一括返済可				
小口零細企業振興資金	小規模企業者であって、信用保証協会の保証債務の総額が2,000万円を超えない方。	設備資金	合わせて 2,000万円以内	年1.5%	7年以内	1年以内据置きの分割返済	原則不要			
		運転資金			5年以内	6か月以内据置きの分割返済。ただし、一括返済は貸付期間1年以内				
経営安定支援資金	経営安定対策分	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1)信用保険法第2条第5項第7号に該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じている方 (2)経理状況が明確であり、最近3か月の売上が前年同期比で5%以上減少している方 (3)経理状況が明確であり、最近3か月の売上総利益が前年同期比で5%以上減少している方 (4)(2)・(3)に該当し、当市制度資金を借り換える方で返済が1年以上経過し、原則として延滞がない方(再借換でないこと)	3,000万円以内	年1.5%	7年以内 (借換10年以内)	1年以内据置きの分割返済	必要に応じて徴する			
	特別経営安定対策分							2,000万円以内	年1.3%	7年以内
	原油価格・物価高騰対策							2,000万円以内	年1.3%	
創業支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1)現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 (2)創業した日から5年未満である方 (3)分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社	設備資金	2,000万円以内	年1.1%	7年以内	1年以内据置きの分割返済	必要に応じて徴する			
		運転資金	1,500万円以内	※空き店舗利用の開業の場合、利子補給あり 3年間 市0.8%/自己負担0.3%						
地域産業ブランド力向上支援資金	佐久市の特性・強み(日本酒・健康長寿・農産物・佐久鯉、その他地域資源等)を活かした商品・工業製品・サービス等の開発や付加価値の付与、新規顧客や販路拡大につなげるための開発研究等、佐久市のブランド力向上に寄与する事業を行おうとする中小企業者等	設備資金	合わせて 4,000万円以内	年1.6%	10年以内 (用地建物13年以内)	1年以内据置きの分割返済	必要に応じて徴する			
		運転資金		※利子補給あり 3年間 市1.0%/自己負担0.6%	7年以内					
環境・エネルギー対策資金	ゼロカーボン推進や環境保全に係る課題に寄与するため、省エネ設備や再生可能エネルギー設備の導入(全量売電のみを主目的とした設置事業、車両の購入のみは除く)、二酸化炭素排出量の削減や石油由来製品からの脱却、環境保全に係る課題解決につながる設備の導入や開発を行おうとする中小企業者等	設備資金	合わせて 5,000万円以内	年1.6%	10年以内	1年以内据置きの分割返済	必要に応じて徴する			
		運転資金		利子補給あり 3年間 市1.0%/自己負担0.6%						

保証料に対する市の補助割合 (令和6年度 新制度適用による)

利用する保証	保証人(経営者保証)を提供する場合	保証人による保証を提供しない場合	
		保証料上乘せ0.25%	保証料上乘せ0.45%
一般保証等	4/5 (80%)	3/5 (60%)	1/2 (50%)
・セーフティネット保証 ・創業関連保証 ・危機関連保証	全額 10/10 (100%)	3/4 (75%)	2/3 (66%)

信用保証料・保証人

保証料:2.65%以下

原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。

また、保証料率の引き上げを条件に、保証人による保証を提供しない(※)ことも可とする。

(※)「事業者選択型経営者保証非提供制度」(令和6年度からの新制度・略称「非提供制度」)